

子 総発0331 第 1 号  
社援基発0331 第 1 号  
障 企 発0331 第 1 号  
老 高 発0331 第 1 号  
令和 2 年 3 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課長

社会・援護局福祉基盤課長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

老健局高齢者支援課長

（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について

社会福祉法人の設立の認可等については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局長企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）により定められておりますが、今般、別添のとおり改正することといたしました。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

【新旧対照表】「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障 企 第 5 9 号 社 援 企 第 3 5 号 老 計 第 5 2 号 児 企 第 3 3 号 平成12年12月1日 <u>(最終改正：令和2年3月31日)</u></p>	<p style="text-align: right;">障 企 第 5 9 号 社 援 企 第 3 5 号 老 計 第 5 2 号 児 企 第 3 3 号 平成12年12月1日 <u>(最終改正：令和元年9月13日)</u></p>
<p>都道府県 各 指定都市 民生部(局)長 殿 中核市</p>	<p>都道府県 各 指定都市 民生部(局)長 殿 中核市</p>
<p style="text-align: center;">厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長 厚生省社会・援護局企画課長 厚生省老人保健福祉局計画課長 厚生省児童家庭局企画課長</p>	<p style="text-align: center;">厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長 厚生省社会・援護局企画課長 厚生省老人保健福祉局計画課長 厚生省児童家庭局企画課長</p>
<p style="text-align: center;">社会福祉法人の認可について(通知)</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉法人の認可について(通知)</p>
<p>社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」(昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧局長通知」という。)及び「社会福祉法人の認可について」(昭和62年2月4日社庶第23号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧課長通知」という。)においてお示してきたところではありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)の公布・施行に伴い、旧局長通知を廃止し、新たに「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)を定めたところであります。</p> <p>このため、旧課長通知についても廃止し、社会福祉法人の設立の認可等を行う際の審査要領について、新たに別紙のように定めたので、御了知の上、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。</p>	<p>社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」(昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧局長通知」という。)及び「社会福祉法人の認可について」(昭和62年2月4日社庶第23号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧課長通知」という。)においてお示してきたところではありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)の公布・施行に伴い、旧局長通知を廃止し、新たに「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)を定めたところであります。</p> <p>このため、旧課長通知についても廃止し、社会福祉法人の設立の認可等を行う際の審査要領について、新たに別紙のように定めたので、御了知の上、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。</p>

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別紙 社会福祉法人審査要領

第1 社会福祉法人の行う事業

1 社会福祉事業

- (1) 社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び同条第2項に規定する地区社会福祉協議会（一の区の区域を単位とするものに限る。）が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア～カ（略）

(2)～(4)（略）

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。

- (3) 有料老人ホームを経営する事業

(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（(3)を除く。）

(5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

(6) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別紙 社会福祉法人審査要領

第1 社会福祉法人の行う事業

1 社会福祉事業

- (1) 社会福祉法第107条第1項に規定する市町村社会福祉協議会（一の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び同条第2項に規定する地区社会福祉協議会（一の区の区域を単位とするものに限る。）が社会福祉法人（以下「法人」という。）となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア～カ（略）

(2)～(4)（略）

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること（社会福祉事業に該当するものを除く。）。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。

- (3) 有料老人ホームを経営する事業

(新設)

(新設)

(4) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を

<p>図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業</p> <p>(7) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業</p> <p>なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。</p>	<p>図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業</p> <p>(5) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業</p> <p>なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。</p>
--	--